

因島アメニティ公園内臨時売店出店許可条件（令和6年度）

因島アメニティ公園内臨時売店（以下「出店」という。）の使用許可に当たっては、因島アメニティ公園条例（平成17年条例第211号。以下「条例」という。）、因島アメニティ公園条例施行規則（平成17年規則第190号。以下「規則」という。）及び因島アメニティ公園における行為の許可に関する要綱（平成20年12月19日制定。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、次の事項について遵守すること。

（出店許可期間及び時間）

第1条 出店許可期間は令和6年7月20日から令和6年8月18日までとし、出店許可時間は原則9：30から17：30までとする。

（出店許可区域と店舗の規模の制限）

第2条 出店許可区域は、別紙図面で示す区域とする。ただし、店舗の規模は144㎡以内（幅12m、長さ12mの敷地内に納まるもの）とし、設置及び撤去がそれぞれ3日以内に可能な仮設施設（キッチンカーを含む）であることとする。

（販売品目の制限）

第3条 販売品目は、原則として飲料水、簡易食料品、海水浴用品及び土産品とするが、具体的には尾道市との協議を必要とする。

（土地使用料）

第4条 出店者は、1㎡当たり1か月につき180円の使用料を尾道市に支払わなければならない。ただし、使用期間が1か月に満たないとき又は1か月に満たない端数があるときは、日割計算による。なお、10円未満の端数がある場合は、その端数の額を10円に切り上げて得た額とする。

（経費負担）

第5条 出店者は、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 施設の設置、撤去及び災害復旧に係る全ての経費
- (2) 電話、電気、ガス及び水道料金
- (3) 施設の管理、清掃等に要する経費
- (4) その他出店者の責めに帰すべき一切の経費

(使用の禁止又は制限)

第6条 行政財産の管理上必要と認められる場合は、尾道市は使用を禁止し、又は制限することができる。

(権利の譲渡の禁止)

第7条 出店者は、出店の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(監督処分)

第8条 条例、規則、要綱又は本許可条件に違反したと尾道市が認めたときは、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずる場合がある。

(管理義務)

第9条 出店者は、出店期間中、公衆の公園利用に支障を及ぼしたり、公益及び風致を害さないよう常に使用区域及びその周辺の清掃を確実に実施し、清潔にしなければならない。

- 2 出店者の責めに帰すべき理由により事故が発生し、利用者に損害を与えることがあっても、尾道市はその責めを負わない。
- 3 事故が発生した場合は、速やかに尾道市に報告すること。
- 4 物品販売を中止した場合又は使用許可期限後は、3日以内に出店者の負担で店舗を撤去し、原状回復させるものとする。
- 5 出店期間中は原則無休とし、販売員を常駐させるものとする。ただし、しまなみビーチ海水浴場を遊泳禁止にした場合及び雨天によりビーチ利用者がいない場合は、この限りでない。

(保険の加入)

第10条 出店者は、生産物賠償責任保険及び施設賠償責任保険に加入しなければならない。当該保険は、身体上及び財物上の損害について、補償限度額が被害者1名につき金5千万円以上、かつ、1事故につき1億円以上であること。また、証書等の写しを提出すること。

(その他)

第11条 この許可条件に定めのない事項で必要がある場合は、尾道市と出店者の協議により定めるものとする。